

# JPX 自主規制法人の年次報告 2018

JPX-R Annual Report 2018



# 目次

	はじめに	01
<b>I</b>	<b>自主規制法人の概要</b>	<b>02</b>
1	金融商品取引所の自主規制の意義	03
2	日本取引所自主規制法人の組織体制	04
3	日本取引所自主規制法人の特色	05
<b>II</b>	<b>マーケットを取り巻く環境変化及びそれに対する取組み</b>	<b>06</b>
1	新規上場申請会社に対する上場審査におけるeラーニングの活用	07
2	「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の公表	07
3	高速取引行為を行う者の登録制の導入を踏まえた売買審査体制の整備	09
4	売買審査業務への人工知能の導入	09
<b>III</b>	<b>2017年度の業務の実施状況</b>	<b>10</b>
1	上場審査	11
	・ 上場審査業務の概要	11
	・ 上場審査の実施状況	12
	・ 上場審査結果の状況	13
	・ 情報受付件数	14
2	上場管理	15
	・ 上場管理業務の概要	15
	・ 上場管理の実施状況	16
	・ 上場管理結果の状況	17
	・ 情報受付件数	17
3	考査	18
	・ 考査業務の概要	18
	・ 考査の実施状況	21
	・ 考査結果の状況	21
	・ 処分・勧告の実施状況	23
	・ 取引資格取得及び取引参加者の 合併等に関する審査	25
	・ 情報受付件数	25
	・ 考査員の考査スキル向上に向けた取組み	25
4	売買審査	26
	・ 売買審査業務の概要	26
	・ 売買審査の実施状況	28
	・ 売買審査結果の状況	29
	・ 情報受付件数	30
	・ マーケットの変化に即した 売買審査体制の強化	30
	・ 海外規制当局等との連携強化等の 取組み	31
	・ マーケットの公正性確保に関する 取組みに係る広報活動の推進	31
5	上場会社・取引参加者等への コンプライアンス支援活動等	32
	・ コンプライアンス研修センター 「COMLEC」等について	32
	・ COMLEC等の活動状況	32
	・ 上場会社・取引参加者等からの相談受付	37
	・ J-IRISSの登録推進活動	38
6	銘柄一覧	39
	・ 新規上場等銘柄	39
	・ 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄	43

## はじめに

日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法に基づき、取引所の自主規制業務を専門に行うために日本取引所グループに設置されている法人です。

当法人の属する日本取引所グループは、わが国の最も中心的なマーケットとして国内外における資産運用及び資金調達を支える重要な機能を果たしています。その中で当法人は、東京証券取引所及び大阪取引所が皆様に信頼され、安心して取引できる場であり続けられるよう、いわば取引所の品質管理センターとしての重要な役割を担っています。

そのような役割を担う当法人では、市場の公正性・信頼性を維持するために、上場を希望する会社の適格性を審査する「上場審査」、上場会社の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、取引所市場への仲介役となる証券会社等の業務の信頼性をチェックする「考査」、相場操縦行為やインサイダー取引等の不公正な取引を監視する「売買審査」、といった自主規制業務に日々取り組むとともに、市場関係者の皆様に、イベントやセミナーの開催、刊行物の発刊等を通じてコンプライアンスを支援する活動を実施しています。

マーケットを取り巻く環境変化は非常に早く、資本市場において日々生起する出来事に対する確に自主規制業務を実施するには、その動きに適切に対応していくことが必要となります。

このような中、2017年度におきましては、近年の上場会社における多くの不祥事の表面化を踏まえ、2018年3月に「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を策定いたしました。また、HFT(高頻度・高速取引)等の登録制の開始に対応した売買審査体制を整備するとともに、売買審査業務における相場操縦行為の監視においてAI(人工知能)を新たに導入いたしました。

本冊子を通じて、市場関係者の皆さまにおいて当法人の自主規制業務についての理解が一層深まり、健全な取引所市場の構築に向けての一助になれば幸甚に存じます。

2018年6月  
日本取引所自主規制法人 理事長  
佐藤 隆文

# I

## 自主規制法人の概要

## 1 金融商品取引所の自主規制の意義

金融商品取引所の使命は、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することによって高い流動性を提供し、高度な価格発見機能を通じて、市場メカニズムに基づく効率的な資金配分を実現することにあります。この使命を果たすためには、個人投資家を含む幅広い投資者の多様な投資判断に基づく需給が統合されるよう、投資者が安心して取引できる市場を提供していく必要があります。したがって、市場に最も近い市場開設者自身が適切な規制・制度を整備し、上場会社の適格性の維持、市場における不公正取引の防止及び取引参加者の健全性の維持に向けた適切な自主規制機能を発揮することにより、市場の公正性・信頼性を確保することが極めて重要になります。

また、我が国経済の活性化のための構造改革として、直接金融の役割を重視した金融システムへの転換の要請がますます高まっている中で、市場機能を中核とする金融システムの構築に向けて、市場監視の機能・体制の強化が求められています。そのためには、行政当局による規制と取引所等による自主規制とがそれぞれの長所を活かして相互に補完しながら、全体として実効性が高くかつ効率的で調和の取れた体制を構築していく必要があります。

このように、金融商品取引所にとって自主規制機能は、市場の公正性・信頼性を担保する、いわば取引所市場の品質管理であり、市場運営に従事する市場開設者としての機能の根幹に位置付けられるものです。日本取引所グループは、このような認識の下に、自主規制業務を遂行しています。



## 2 日本取引所自主規制法人の組織体制

自主規制業務を適切に遂行するためには、公益や投資者保護を主眼に置いた高い次元の自律性と、公正・中立な立場に立って管理運営する組織体制が必要不可欠です。また同時に自主規制業務の遂行にあたっては、市場で起きる様々な事象に対して、迅速かつ的確に対処することが必要とされるとともに、市場の機能や特性を熟知した高い専門性も求められます。そのため、歴史的に自主規制業務は取引所自身が担ってきたところです。他方、取引のボーダーレス化や国際的な市場間競争が進展するにつれて、取引所組織として環境変化に柔軟に対応し、より強力に効率性、利便性の向上を推進していくことが益々重要となり、取引所の株式会社化が一般化しました。当グループの東京証券取引所、大阪取引所も上場会社である株式会社日本取引所グループの傘下で運営されています。

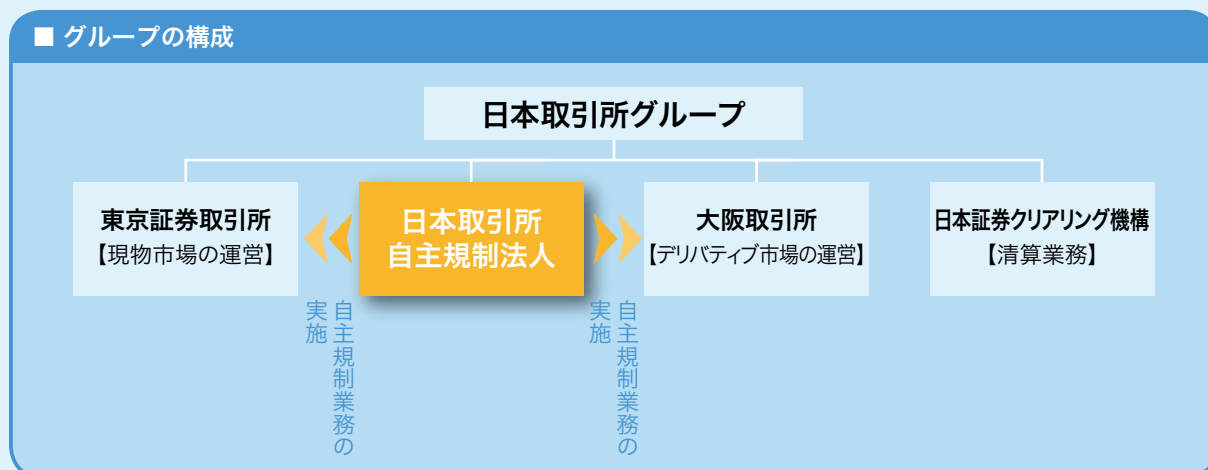
こうした中で、自主規制の中立性・実効性と取引所の事業戦略性・収益性の確保という二つの要求に同時に応える方法として、日本取引所グループは、取引所の同一グループ内において別法人として、自主規制業務を専門に行う自主規制法人を設置する組織体制を選択しました。つまり、市場に近い立場にいて高い専門性を発揮し、かつ、取引所からは独立して中立的な立場から実効性の高い業務執行を実現するねらいです。加えて、当法人の業務遂行における最上位の意思決定機関である理事会は過半が外部理事により構成され、意思決定においても独立したガバナンス体制が機能しています。

具体的な当法人の業務遂行については、取引所と自主規制法人は連携して常に必要な情報を共有しますが、自主規制法人が独立して中立的な審査を行い、取引所の名前でを行う承認又は処分その他の措置等は、その審査結果に基づき行われます。

海外に目を向けると、自主規制業務の組織体制は、それぞれの市場の発展の歴史や法体系、慣行により、様々な形態があり、各国や地域それぞれが固有の組織体制を構築しているといえます。

当法人の組織と業務執行体制は、世界的に見てもユニークな組織形態ですが、市場運営の効率性・利便性・収益性の要請と資本市場の公正性・信頼性を確保する要請を、高い専門性を維持しつつ両方を同時に実現するための優れた形態であると考えられます。

当法人としては、今後も市場の公正を確保し投資者の皆様にご信頼していただけるよう、市場環境や法体系に即して、引き続き実効性の高い自主規制業務を遂行していきたいと考えています。



## 3 日本取引所自主規制法人の特色

当法人の組織や業務の特色についてご紹介します。

### 1 取引所の品質管理センター

当法人は、“取引所の品質管理センター”の役割を担っています。

具体的には、上場を希望する会社の適格性を審査する「上場審査」、上場会社の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するための「考査」、市場での不公正な取引を監視する「売買審査」。これらの自主規制業務を通じて、資本市場の公正と信頼を守っています。

### 2 中立性・実効性を確保した組織体制

自主規制業務は、市場に近い位置で高い専門性を発揮すると同時に、市場運営会社から一定の独立性をもって中立的な立場で行われる必要があります。このため、当法人は日本取引所グループ内にあるものの、市場運営会社としての取引所とは別法人となっています。

### 3 市場関係者との対話を重視

市場を取り巻く環境は常にめまぐるしく変化しています。絶えず新しい商品や取引手法が生まれ、新しい課題が出現しています。市場の動向に柔軟に対応した自主規制業務を行うため、当法人では、常に市場関係者の方々の声に耳を傾け、対話を大切にし、日々の業務に取り組んでいます。

### 4 不公正取引等の未然防止に向けた支援体制の整備

当法人は市場にとり望ましくない行為を未然に防ぐ活動にも取り組んでいます。コンプライアンスに関するセミナーの開催、講師の派遣、事例集の発行など、広く市場に参加される皆さまの理解の促進を支援しています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/corporate/jpx-profile/jpx-r/04.html>

# II

## マーケットを取り巻く環境変化及び それに対する取組み



本章では、マーケットの環境変化を踏まえ、現状認識や環境変化への取組みについてご紹介します。

### 1 新規上場申請会社に対する上場審査におけるeラーニングの活用

当法人では、2017年4月より、新規公開に先立ち、上場に伴う責務や心構え等、上場にあたって特に意識を傾けていただきたい事項についての理解をより深めていただくことを目的として、新規上場申請を行う申請会社の役員の皆様へ、eラーニングを受講いただくこととしました。

このeラーニングの活用は、上場前後の経営者主導による不適切な取引等が発生したことを受け、2015年3月31日に公表した「最近の新規公開を巡る問題と対応について」に係る取組みを、更に前進させるために実施したものです。

これまで、当法人では、上記取組みの一環として東京証券取引所と共同で上場準備会社の経営者や社外役員の皆様に対して、上場会社役員としての自覚と責任感を持ち、上場後に健全かつ透明性の高い経営を行っていただくことを目的としたセミナーを開催してきました。

本eラーニングのコンテンツは、上場に伴う責務、上場会社にふさわしい経営管理体制の整備及び適切な運用の必要性や、インサイダー取引及び情報伝達・取引推奨行為の未然防止など、上場にあたって特に認識・留意していただきたい事項で構成しています。そして、テーマ毎に具体的な事例を用いた解説を行うなど、これまで開催してきたセミナーの内容をより拡充させ、掘り下げた内容といたしました。

また、セミナーとは異なり日時や会場に制約がないことから、新規公開する全ての会社の方に受講いただくことが可能となったため、受講いただく方の範囲も、経営者や社外役員に限らず、業務執行取締役等を含めた全役員の皆様へと広げることといたしました。

この取組みにより、新規公開のより健全な発展に寄与することが期待されます。

### 2 「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の公表

近年の上場会社における多くの不祥事の表面化とその拡大により、当該企業の社会的評価・企業価値の毀損のみならず、資本市場全体としてコーポレート・ガバナンスが機能していないとの評価につながり、その信頼性の低下を招きかねない状況となっています。

不祥事がまれな事象でなくなった状況を踏まえ、2016年2月に策定した不祥事の事後対応としての指針である「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」に加え、事前対応として不祥事の発生そのものを予防するための上場会社の取組みに資するため、2018年3月に「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を策定いたしました。

不祥事予防プリンシプルは、当法人が上場管理業務を行ってきた中で蓄積した企業不祥事に関する知見を広く共有するものであり、上場会社が自己規律を発揮する際の目安として活用されることを期待しています。また、上場会社に助言等を行う法律専門家や会計専門家、さらには広く株主・投資者にも共有されることで、企業外のステークホルダーからの規律付けが高まることも期待されます。

## 上場会社における不祥事予防のプリンシプル ～企業価値の毀損を防ぐために～

上場会社は、不祥事（重大な不正・不適切な行為等）を予防する取組みに際し、その実効性を高めるため本プリンシプルを活用することが期待される。この取組みに当たっては、経営陣、とりわけ経営トップによるリーダーシップの発揮が重要である。

### 原則1 実を伴った実態把握

自社のコンプライアンスの状況を制度・実態の両面にわたり正確に把握する。明文の法令・ルールの遵守にとどまらず、取引先・顧客・従業員などステークホルダーへの誠実な対応や、広く社会規範を踏まえた業務運営の在り方にも着眼する。その際、社内慣習や業界慣行を無反省に所与のものとして、また規範に対する社会的意識の変化にも鋭敏な感覚を持つ。

これらの実態把握の仕組みを持続的かつ自律的に機能させる。

### 原則2 使命感に裏付けられた職責の全う

経営陣は、コンプライアンスにコミットし、その旨を継続的に発信し、コンプライアンス違反を誘発させないよう事業実態に即した経営目標の設定や業務遂行を行う。

監査機関及び監督機関は、自身が担う牽制機能の重要性を常に意識し、必要十分な情報収集と客観的な分析・評価に基づき、積極的に行動する。

これらが着実に実現するよう、適切な組織設計とリソース配分に配慮する。

### 原則3 双方向のコミュニケーション

現場と経営陣の間の双方向のコミュニケーションを充実させ、現場と経営陣がコンプライアンス意識を共有する。このためには、現場の声を束ねて経営陣に伝える等の役割を担う中間管理層の意識と行動が極めて重要である。

こうしたコミュニケーションの充実がコンプライアンス違反の早期発見に資する。

### 原則4 不正の芽の察知と機敏な対処

コンプライアンス違反を早期に把握し、迅速に対処することで、それが重大な不祥事に発展することを未然に防止する。

早期発見と迅速な対処、それに続く業務改善まで、一連のサイクルを企業文化として定着させる。

### 原則5 グループ全体を貫く経営管理

グループ全体に行きわたる実効的な経営管理を行う。管理体制の構築に当たっては、自社グループの構造や特性に即して、各グループ会社の経営上の重要性や抱えるリスクの高低等を踏まえることが重要である。

特に海外子会社や買収子会社にはその特性に応じた実効性ある経営管理が求められる。

### 原則6 サプライチェーンを展望した責任感

業務委託先や仕入先・販売先などで問題が発生した場合においても、サプライチェーンにおける当事者としての役割を意識し、それに見合った責務を果たすよう努める。

### 3 高速取引行為を行う者の登録制の導入を踏まえた売買審査体制の整備

近年、証券市場において、情報通信技術の進展等に伴い取引システムの高度化が進む中、株式等の高速取引の影響力が増大しています。こうした現状にかんがみ、高速取引行為を行う投資者に対し必要な体制整備・リスク管理義務を課し、また当局や取引所が高速取引の実態等を適切に把握することを可能とする枠組みを整備することを目的として、金融商品取引法の改正（2018年4月1日施行）が行われ、高速取引行為を行う者についての登録制が新たに導入されることとなりました。当法人では、従前よりいかなる取引形態であっても十分に不公正取引を監視しうる売買審査体制の整備に努めてきましたが、今般の法改正を踏まえて、より迅速な売買審査ができるよう所要の対応を図りました。

具体的には、まず改正金融商品取引法において取引所による高速取引行為を行う者に対する調査権限が法定されたことから、東京証券取引所及び大阪取引所の業務規程等の改正と併せて当法人業務規程を改正し、売買審査上必要と認めた場合に、高速取引行為を行う者に対し必要な資料の提出や事実の説明等を求める旨の規定を追加（2018年4月1日施行）しました。

また、高速取引行為において明示が義務付けられる取引戦略フラグ等を売買審査の初期調査の段階で活用できるよう、売買審査システムの機能向上を行いました。これにより、受託取引参加者に照会することなく、高速取引行為を行う投資者の特定及びその取引執行状況を把握でき、より迅速かつ効率的に売買審査を行うことを可能としました。

### 4 売買審査業務への人工知能の導入

当法人では、HFTなどの新たな取引形態の増加やそれに伴う売買注文件数の飛躍的な増大に対応し、JPX市場の公正性・信頼性を守る市場監視機能の一層の向上を図る観点から、先進的な情報処理技術の採用を含めた売買審査関係システムの高度化に積極的に取り組んでいます。そうした取組みの一環として、2016年4月から、東京証券取引所と連携し、人工知能技術の現物取引に係る売買審査業務への導入に向けた検証を開始し、昨年度において売買審査実務に十分利用できるとの実証結果を得たことから、2017年度において人工知能の更なる学習と売買審査システムへの実装のためのシステム開発を行い、2018年3月から審査実務において利用を開始しました。

今回導入した人工知能は、日本電気株製（NEC Advanced Analytics - RAPID機械学習）と（株）日立製作所製（Hitachi AI Technology/H）の2つで、売買審査の初期段階の調査における売買執行形態の不自然さの評価について、これまでの審査担当者の知見を人工知能に学習させ、それを売買審査業務に活用することとしたものです。

人工知能導入後も売買審査上の最終判断を審査担当者が行うことには変わりはありませんが、人工知能を活用することで、審査担当者は初期段階の調査を迅速に済ませ、詳細な本格調査に注力することができるため、更に深度のある精緻な売買審査を行うことが可能になると期待されます。

# III

## 2017年度の業務の実施状況

本章では、2017年度における自主規制業務（上場審査、上場管理、考査、売買審査等）の実施状況をご紹介します。

# 1 上場審査

## 1 上場審査業務の概要

東京証券取引所に上場を申請するまでに、上場を希望する会社は収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備などを行います。この過程においては、上場申請書類である推薦書を作成する主幹事証券会社や、財務諸表等の監査を行う公認会計士（監査法人）の指導・指摘を受けながら進めていくこととなります。

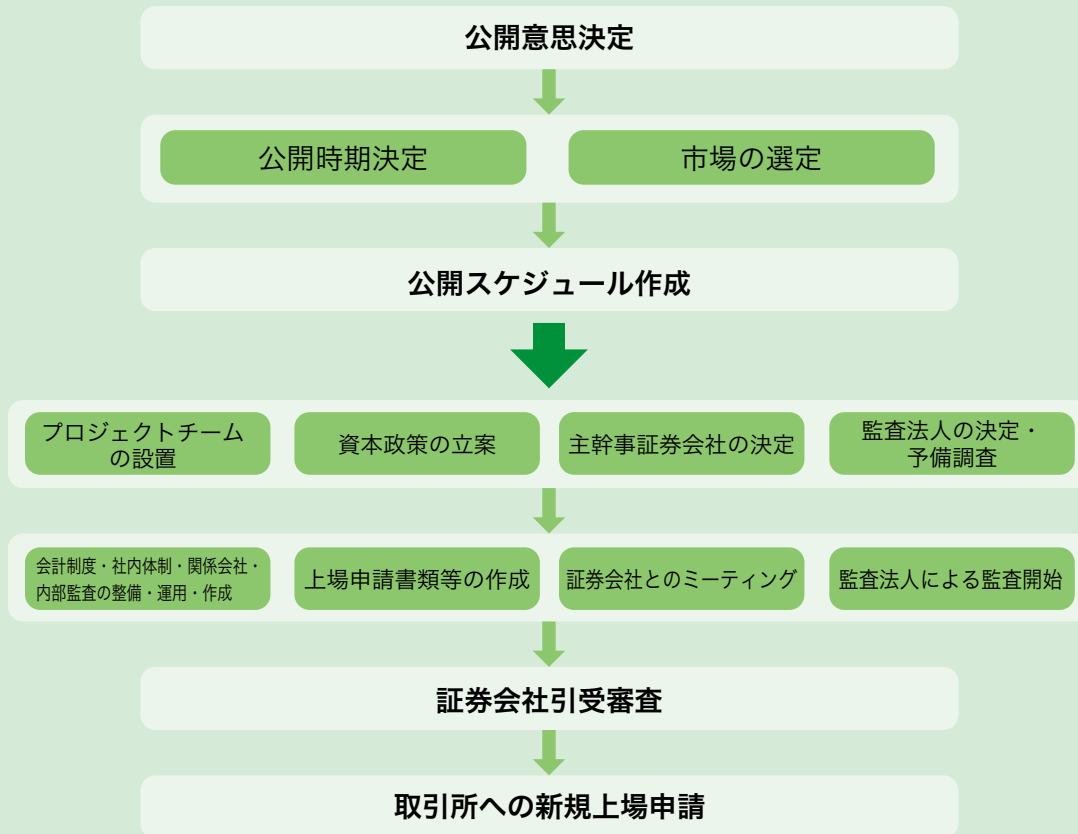
主幹事証券会社は、公開引受部などのコンサルティング部門が資本政策や社内体制整備のアドバイスを行います。一通り準備が整ったら、コンサルティング部門とは別の審査部門が客観的な立場で審査を行います。

審査部門は、推薦書作成のための審査や、上場に当たっての公募・売出し等を引受けるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。この審査をパスしなければ、原則として、上場申請することができません。

監査法人は、財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請希望会社の会計処理及び内部管理体制などの改善すべき点の指摘も行います。監査法人からの指摘を踏まえて改善を行い、2決算期分の財務諸表について監査で「適正」意見をもらわなければ、原則として、上場申請することができません。

### 参考：上場準備から上場申請までの一般的な流れ

#### ◆上場準備～上場申請



以上のように、上場申請準備段階で、主幹事証券会社及び監査法人によるチェックを受け、上場申請準備が整ったところで、東京証券取引所へ上場申請を行います。

東京証券取引所への上場申請が行われた後は、当法人が上場会社としての適格性に関し、投資者保護の観点から、東京証券取引所の定める上場審査基準に基づき審査を行います。上場審査基準には、形式基準と実質基準があり、形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

#### 【形式基準のポイント】

- ・円滑な流通と公正な価格形成を確保するための要件（株主数、流通株式数等）
- ・企業の継続性、財政状態、収益力等の面からの上場適格性を保持するための要件（事業継続年数、利益の額等）
- ・適正な企業内容を開示するための要件（有価証券報告書等に虚偽記載がないこと等）
- ・その他（株式事務代行機関の設置等）

#### 【実質基準のポイント】

- ・企業の継続性及び収益性
- ・企業経営の健全性
- ・企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ・企業内容等の開示の適正性
- ・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

これらの基準への適合状況を確認するため、申請書の確認、申請会社へのヒアリング、社長・監査役・独立役員との面談等を実施しています。

審査対象としては、本則市場(市場第一部・第二部)、マザーズ市場、JASDAQ市場及びTOKYO PRO Marketへの株券等の新規上場審査のほか、上場投資信託(ETF)・上場投資証券(ETN)、不動産投資信託証券(REIT)審査、上場市場の変更審査、テクニカル上場(既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場)規定の適用を受ける場合の上場審査等を行っています。

詳細は、ホームページをご覧ください

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/eligibility/index.html>

## 2 上場審査の実施状況

2017年度においては、244銘柄（注）の株券の審査を実施しました。

（申請日ベース、銘柄）

項目	2017年度	前年度比
上場審査	244	+31

（注）当該銘柄数は、一・二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Marketへの株券の新規上場申請（テクニカル上場申請を含む）のほか、二部から一部への指定審査及びマザーズから一部等の上場市場の変更審査の申請数の合計を記載しております。

### 3 上場審査結果の状況

2017年度において、当法人の行った新規上場等に係る審査の結果、東京証券取引所にて新規上場等が行われた銘柄数は下表のとおりです。

#### 1 新規上場等銘柄数

		(銘柄)			(銘柄)
<b>■新規上場</b>			<b>■市場第二部銘柄から 市場第一部銘柄への指定</b>		51
株券		92 (4)	<b>■上場市場の変更</b>		51
	市場第一部	12 (2)		マザーズから市場第一部	29
	市場第二部	13 (1)		JASDAQから市場第一部	2
	マザーズ	44 (0)		JASDAQから市場第二部	20
	マザーズ (外国株)	1 (0)			
	JASDAQ	15 (1)			
	TOKYO PRO Market	7			
債券等		1			
ETF・ETN		25			
REIT・インフラファンド		4			
TOKYO PRO-BOND Market		21			

- (注) 1. 記載対象は、2017年度内に、東京証券取引所にて新規上場等が行われた銘柄。  
 2. ( )内の数字は、新規上場銘柄のうちテクニカル上場が行われた銘柄。  
 3. 各項目の個別銘柄名は、「Ⅲ.6 銘柄一覧・[□](#)新規上場等銘柄」参照。

2017年度は、上場会社の役員としての責任や役割等、必要な知識や留意すべき事項についての普及を図るため、新規上場申請会社に対する審査においてeラーニングの活用を開始したほか、新規公開に係る業界関係者全体のレベルアップを目的として、関係諸機関との連携強化等を継続して行っています。具体的には、金融商品取引業者や監査法人の間では、上場基準改正や審査事例等をテーマとした研修会や意見交換会を実施しているほか、反社会的勢力と関係がある会社の上場を排除するための警視庁等との情報交換、国内の他の金融商品取引所との情報交換等を行っています。

また、審査レベルの維持・向上を図ると同時に、環境変化に的確に対応すべく、審査マニュアルの充実等を実施しています。

その他、関係諸機関との連携強化等を継続して行っています。具体的には、金融商品取引業者や監査法人の間では、上場基準改正や審査事例等をテーマとした研修会や意見交換会を実施しているほか、反社会的勢力と関係がある会社の上場を排除するための警視庁等との情報交換、国内の他の金融商品取引所との情報交換等を行っています。

#### 4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、新規上場申請者の上場適格性に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

(件)

区 分	件 数	前 年 度 比
新規上場申請等に係る情報提供	47	▲5
その他	1	▲3
合 計	48	▲8



## 2 上場管理

### 1 上場管理業務の概要

金融商品は市場に上場することで、広く投資者により売買されることとなります。当法人は投資者保護の観点から、上場する金融商品の投資対象としての適格性の維持を図るための審査を行っています。この審査では、上場会社等による会社情報の適時開示や企業行動などについてチェックし、有価証券上場規程に違反している場合には必要に応じて措置等の実施を決定します。

#### a 適時開示に係る審査

上場会社等による投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な金融商品市場の根幹をなすものであるとの認識の下、その適正性を確保するための審査を行っています。

##### 【適時開示に係る審査のポイント】

- ・ 開示の時期が適切か否か
- ・ 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・ 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・ 開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・ その他開示の適正性に欠けていないかどうか

#### b 企業行動規範に係る審査

上場会社等には、金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、投資者の保護及び市場機能の発揮の観点から、適切な企業行動をとることが求められており、これが企業行動規範として有価証券上場規程に定められています。当法人では、企業行動規範のうち、「遵守すべき事項」に対する違反の有無について審査を行っています。

#### c 上場会社等に対する措置

当法人は、有価証券上場規程の実効性を確保するため、上記の審査の結果として、必要に応じて以下の措置の実施（単独又は複数）を決定します。

- ・ 特設注意市場銘柄への指定
- ・ 改善報告書の徴求
- ・ 公表措置
- ・ 上場契約違約金の徴求

#### d 上場廃止等に係る審査

上場適格性を喪失した金融商品が上場を継続している場合、投資者に不測の損害を与え、ひいては金融商品市場全体への信頼性を損なうことにつながりかねません。このような事態を避けるために、当法人は、有価証券上場規程に基づき、上場廃止基準への該当性に係る審査を行っており、監理銘柄への指定や上場廃止が適当であるか否かについての決定を行っています。

その他、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替えに係る審査なども行っています。

このような、有価証券上場規程への違反行為に対する措置等といった事後的な対処に加えて、違反行為を未然に防ぐ活動も重要な業務と位置付けています。そのため、適時開示前の事前相談における問題点等の指摘や、上場会社を訪問して内部管理体制等に関する意見交換を行っています。また、上場会社向けセミナーの開催や刊行物の発刊、専門誌への寄稿などの情報発信に積極的に取り組むとともに、外部の関係諸機関との情報連携などを行っています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- ・ 上場管理部の業務内容について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/compliance/index.html>

- ・ 「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

- ・ 「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/index.html>

- ・ 「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/equity-finance/index.html>

## 2 上場管理の実施状況

2017年度において、当法人の行った上場廃止に係る審査及び上場会社が行う会社情報の開示等に関する審査の状況は以下のとおりです。

(審査終了ベース、件)

項 目		2017年度	前年度比
1.	適時開示に係る審査 (注1)	274	+15
2.	企業行動規範に係る審査 (注2)	236	+ 2
3.	形式基準に係る審査 (注3)	65	▲15
	実質基準に係る審査 (注4)	2	▲ 1
	実質的存続性に係る審査 (注5)	136	+32

- (注) 1. 不適正な情報開示が行われた際の審査件数。  
 2. 企業行動規範における「遵守すべき事項」の遵守状況の審査件数。  
 3. 株主数や時価総額などの形式的な上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数。  
 4. 虚偽記載や上場契約違反などの実質判断を要する上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数。  
 5. 上場会社が合併等を行う際の実質的存続性に係る審査件数。

### 3 上場管理結果の状況

また、審査の結果、上場廃止等及び措置が行われた銘柄数は、下表のとおりです。

2017年度に上場廃止となった株券は41銘柄で、その多くは上場会社による事業再編を背景とした完全子会社化、売渡請求等及び合併による上場廃止(38銘柄)でした。その他の形式基準に基づく上場廃止としては有価証券報告書提出遅延、民事再生手続き等がありました。また、実質的な審査に伴う上場廃止としては、特設注意市場銘柄に指定された後、内部管理体制等が改善されず上場廃止となったものが1銘柄ありました。

#### 1 2017年度の上場会社に対する措置の件数 (注1、3)

	(件)
特設注意市場銘柄の指定	0
改善報告書の徴求	9
公表措置	9
上場契約違約金の徴求	1

- (注) 1. 改善報告書徴求の9銘柄は、公表措置も併せて実施。  
 2. 記載対象は、2017年度内に東京証券取引所で上場廃止等が行われた銘柄のうち、当法人において上場廃止等の審査を行ったもの。  
 3. 各項目の個別銘柄名は、「Ⅲ.6 銘柄一覧・②上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄」参照。

#### 2 2017年度の上場廃止等銘柄 (注2、3)

	(銘柄)
<b>■上場廃止</b>	
株券	41
市場第一部	26
市場第二部	10
マザーズ	0
JASDAQ	5
TOKYO PRO Market	0
債券等	8
ETF・ETN	14
REIT	1
ベンチャーファンド	1
TOKYO PRO-BOND Market	5
<b>■市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え</b>	1
<b>■実質的な存続性の喪失</b>	0

### 4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、上場会社の不適正な情報の開示等に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区 分		件 数	前年度比
上場会社に係る情報提供	情報開示に係る情報提供	46	▲17
	上場会社に係るその他情報提供	28	+ 8
その他		9	± 0
合 計		83	▲ 9

## 3 考査

### Ⅰ 考査業務の概要

投資者が取引所において上場有価証券等の取引を行う場合には、投資者は、取引参加者を介して取引所に発注を行う必要があります。このように取引所市場へのアクセスにおいて特権的な地位を持つ取引参加者は、市場のゲートキーパーとしての機能を担うものであり取引所市場の信頼性確保に極めて重大な責任を有しています。

投資者からの注文が取引参加者により適切に受託され、執行されなければ、市場における公正な価格形成、円滑な流通を確保することはできず、また取引参加者が投資者に対して誠実に業務を遂行しなければ、投資者が安心して取引ができる市場は実現しません。

当法人では、わが国資本市場の透明性・信頼性・公正性を確保するため、マーケットに密接した自主規制機関としての特質を最大限に発揮し、以下の3項目を基本方針として考査（検査）を行っています。

#### a 取引所グループとしての専門性を発揮した考査の実施

マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等の市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握するとともに、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関との連携を最大限活用し、市場の公正性と信頼性の確保のために専門性の高い考査を実施します。

#### b オフサイト・モニタリング機能の発揮による実効的な考査の実施

##### ●オフサイト・モニタリング機能の充実

取引参加者に対するオフサイト・モニタリング（取引所市場での売買状況、財務の状況、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等の収集・分析やヒアリング）機能の充実を図ります。また、金融庁・証券取引等監視委員会においてオンサイト・オフサイトの一体的な証券モニタリングを実施する方針であることを踏まえて、当局との間でオフサイト・モニタリング及び考査の結果に係る情報連携をさらに強化することにより、取引参加者の業務及び財務に係るリスクを的確に把握します。

##### ●機動的な考査対象先の選定

オフサイト・モニタリングの情報や当局及び他の自主規制機関との連携により得た情報を総合的に勘案し、潜在的な問題やリスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考査先に選定します。

##### ●効果的・実効的な考査の実施

オフサイト・モニタリングに基づき、検査を行う取引参加者の業態や個別の状況を踏まえ、リスクが高いと考えられる項目に焦点を当てて、効果的な考査を行います。実地考査においては広く経営陣や関係部門に対してヒアリングを行うこと等により業務実態を多角的にかつより深く把握し、深度ある実効的な考査を実施します。

### c 内部管理態勢整備の促進

市場の国際化が進展する中、海外投資者からの不適切な形態の取引の発注やサイバー攻撃等、取引参加者が市場の公正な価格形成の維持の観点から考慮すべきリスクは多岐にわたっており、取引参加者は、取引所市場のゲートキーパーとして果たすべき責務を誠実に遂行することが求められます。また、取引参加者は、投資者保護の観点から各種リスクを分析し、そのリスクを管理するための態勢を構築することが求められます。

当法人の考査においては、取引参加者のガバナンス体制、リスク管理態勢等に留意し、社内規程や社内組織等の枠組みについて、形式面に留まらず、法令諸規則を遵守し投資者の利益に適う業務運営が実質的に確保されているか検証を行います。検証の結果、法令等に違反する行為や市場運営にかんがみて不適当な業務の状況が認められた場合には、経営陣も含めた双方向の対話により不備の根本原因となった内部管理の状況を含めて認識を共有し、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進します。

なお、当法人は、取引参加者の業務において法令違反が認められるなど、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、取引所による厳正な処分を行うこととし、着実な改善に向けたフォローアップを行います。

当法人が実施している考査の種類は、下表のとおり「一般考査」、「フォローアップ考査」、「特別考査」の3つの形態があり、考査の方法としては、「実地考査」、「書類考査」があります。

#### Ⅰ 考査の種類

	特 徴
一般考査	過去の考査結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回考査からの経過日数等を勘案し、考査の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査です。
合同検査	日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査です。
共同考査	各地取引所と連携して行う検査です。
フォローアップ考査	考査終了後、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認を行う検査です。
特別考査	各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査です。

#### Ⅰ 考査の方法

	特 徴
実地考査	取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで行う考査です。ほとんどの考査はこの方法で行います。
書類考査	考査事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店は行わず、提出資料により行う考査です。

## ■ 考査のフロー

## 取引参加者の選定

主に以下の点を考慮し、個々の取引参加者の特性に応じた考査周期を設定し、取引参加者を選定

- ・直近の考査結果（不備事項及び内部管理態勢に係る評価）
- ・証券取引等監視委員会による検査結果
- ・オフサイトモニタリング等により把握した財務状況
- ・取引参加者から届出・報告のあった各種情報
- ・関連部署（当法人売買審査部等）からの情報 等

## 事前調査

取引参加者に対して事前提出を依頼した考査関係資料に基づき、業務フロー及び内部管理態勢の概要等を把握

取引所市場における取引状況、財務数値、各種届出・報告内容、当法人売買審査部門及び取引所市場管理部門から提供された情報等の事前調査

当該取引参加者の特性に応じた重点考査項目の絞込み

## 実地考査

帳簿書類等の各種資料の調査に基づき、精査を要する取引、顧客及び営業員等を把握

担当者に対するヒアリング及び業務マニュアルの確認等に基づき、業務フロー及び内部管理態勢の詳細を把握

- ・法令諸規則に違反している又はそのおそれのある取引及び内部管理態勢等に係る事実認定
- ・取引参加者との間で考査において認められた不備事項を確認

## 審査及び判定

- ・実地考査において認められた不備事項に係る事実認定、内部管理態勢に対する評価、法令諸規則の適用の正確性等を審査
- ・不備事項に対する措置内容等を判定

## 講評

取引参加者の経営陣等に対して、不備事項及び内部管理態勢の評価等について説明

## 措置等

法令諸規則の違反行為等が認められた場合には、処分の内容の決定又は注意の喚起等を実施

## アフターケア

考査に基づき注意の喚起等を行った不備事項について、担当考査員が改善状況を確認し、必要に応じて内部管理態勢強化に係るアドバイスを実施

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/outline/index.html>

## 2 考査の実施状況

2017年度においては、取引参加者31社に対して考査を実施しました。各考査における臨店期間や考査員数は、取引参加者の業態や取引状況により異なりますが、一般考査（国債先物等取引参加者1社を除く27社）の平均臨店日数は11.2日、1社当たり平均考査員数は7.4人となりました。

(社)

考査の種類	2015年度	2016年度	2017年度
一般考査	31	29	28
うち 合同検査	28	29	27
うち 共同考査	10	8	9
フォローアップ考査	1	0	3
特別考査	0	1	0
合 計	32	30	31

(注) 合同検査：日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査  
 共同考査：各地取引所と連携して行う検査

## 3 考査結果の状況

当法人は、取引参加者の考査の結果、法令諸規則に違反する行為等が認められた場合には、取引参加者に対して処分、勧告、注意の喚起、要請等の措置を行い業務の改善を求めています。

2017年度においては、以下の4項目を重点考査項目として考査を実施しました。

- 不公正取引に係る売買管理態勢の整備状況
- 注文管理態勢の整備状況
- システムリスク管理態勢の整備状況
- 顧客の信用取引等のポジションに係るリスク管理態勢の整備状況

その結果、「不公正取引に係る売買管理態勢の整備状況」に関しては、取引参加者において不適切な独自基準を設けて売買審査対象となる取引の絞込みを行っている状況等が認められました。また、「注文管理態勢の整備状況」に関して、DMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)注文等に関して、一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定以上となる注文等の発注を防止するための態勢が十分でない状況等が認められました。「システムリスク管理態勢の整備状況」に関しては、システム監査が未実施である状況、サイバーセキュリティに係る管理態勢が不十分である状況等が認められました。

## a 不備指摘件数

(事案)

不備事項	事案数	
		うち処分、注意の喚起、勧告又は要請
① 不公正取引防止に関する管理不備	16 (15)	7 (10)
② 誤発注防止に関する管理不備	11 (11)	4 (5)
③ 空売りに関する管理不備	5 (4)	2 (2)
④ システムリスクに関する管理不備	5 (7)	3 (6)
⑤ 口座設定約諾書に関する不備	4 (4)	3 (2)
⑥ 法人関係情報に関する管理不備	3 (7)	2 (3)
⑦ 信用取引に関する不備	2 (5)	2 (3)
⑧ 上場適格性調査に関する不備	1 (1)	1 (0)
⑨ 売買等規制措置に関する不備	1 (0)	0 (0)
⑩ フロントランニング防止に関する管理不備	1 (0)	0 (0)
⑪ 社内検査・内部監査に関する不備	1 (0)	1 (0)
⑫ 約定訂正に関する不備	0 (4)	0 (0)
⑬ 帳簿書類に関する不備	0 (3)	0 (0)
⑭ 差金決済取引に関する不備	0 (2)	0 (1)
⑮ 最良執行義務に関する不備	0 (2)	0 (0)
⑯ 本人確認に関する不備	0 (2)	0 (2)
⑰ その他	2 (4)	2 (2)
合 計	52 (71)	27 (36)

(注) ( ) 内の数字は、前年度の事案数。

## b 考査の結果に基づく処分及び注意喚起等の状況

2017年度においては、取引参加者31社に対して考査を行い、うち16社に対して注意の喚起又は要請を行いました。

内 容	事案数	社数
処 分	0	0
勧 告	0	0
注意の喚起	17	14
担当理事による注意	1	1
考査部長による注意	2	2
担当考査員による注意	14	12
要 請	10	5
合 計	27	16

(注) 社数の合計は、複数の措置を受けた取引参加者があるため、各項目の合計とは一致しない。



2017年度の不備事項別の注意喚起等の状況は、以下のとおりです。

(事案)

不備事項	処分	注意の喚起			勧告	要請	改善報告書
		担当理事	審査部長	担当審査員			
① 不正取引防止に関する管理不備		1	1	4		1	3
② 誤発注防止に関する管理不備				2		2	2
③ 空売りに関する管理不備				2			
④ システムリスクに関する管理不備						3	
⑤ 口座設定約諾書に関する不備				3			
⑥ 法人関係情報に関する管理不備						2	1
⑦ 信用取引に関する不備			1	1			1
⑧ 上場適格性調査に関する不備						1	
⑨ 売買等規制措置に関する不備							
⑩ フロントランニング防止に関する管理不備							
⑪ 社内検査・内部監査に関する不備						1	
⑫ 約定訂正に関する不備							
⑬ 帳簿書類に関する不備							
⑭ 差金決済取引に関する不備							
⑮ 最良執行義務に関する不備							
⑯ 本人確認に関する不備							
⑰ その他				2			
合計	0	1	2	14	0	10	7

(注) 「改善報告書」は、改善措置等について文書による報告を求めたもの。

## ❏ 処分・勧告の実施状況

当法人は、取引参加者に法令諸規則に違反する行為が認められた場合等で必要があると認めるときは、当法人の諮問委員会である規律委員会に諮問のうえ、東京証券取引所又は大阪取引所による処分（過怠金、戒告、売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消し）の内容の決定を行います。

2017年度においては、処分の内容は以下のとおりです。なお、勧告の実施はありませんでした。

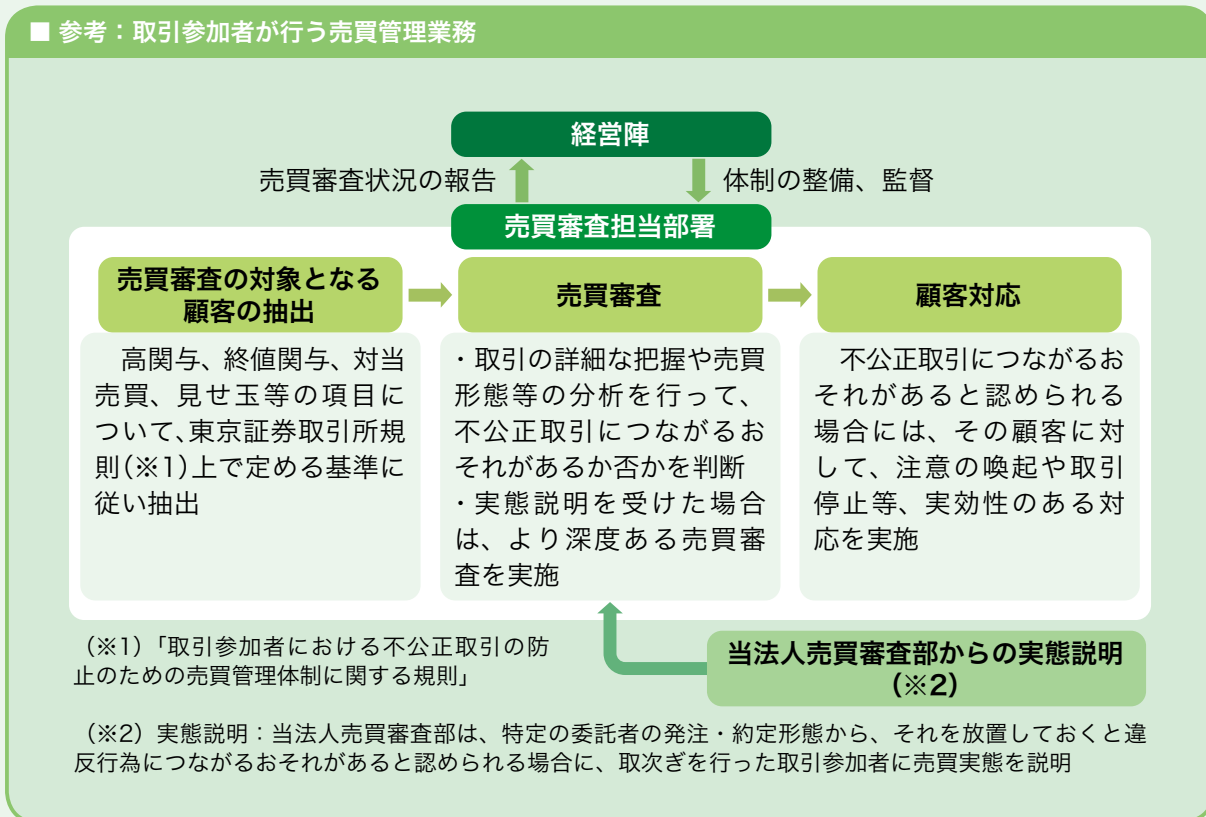
### ○ 審査に基づく処分

2017年度においては、審査の結果に基づく処分はありませんでした。

○行政処分に基づく処分

取引参加者名	法令違反の概要	処分の内容	処分の端緒
モルガン・スタンレー MUFG証券	○相場操縦行為（見せ玉） 同社株式トレーディング本部長は、A社株式を有利な価格で売却するため、他の投資者の売買を誘引する目的で、買い付ける意思がないのに多数の買い注文の発注を行い、東証市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び発注を行った。	<株東京証券取引所> 過怠金8,000万円 株式統括本部株式トレーディング本部の自己勘定による当取引所市場における有価証券の売買の停止（3日間） （業務改善報告書の提出） （2017年7月19日）  <株大阪取引所> 戒告 （2017年7月19日）	金融庁による課徴金納付命令 2016年12月16日
ヤマゲン証券	○作為的相場形成取引の受託 同社歩合外務員は、複数の顧客がB社株式の株価を引き上げることを意図していることを知りながら、一連の買付注文を受託・執行した。  ○売買管理が不十分な状況 ・抽出した売買審査を行うべき取引について、審査が未実施となっている事例が認められた。 ・関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していなかった。 ・売買審査の結果に応じた適切な措置を講じていない事例が認められた。	<株東京証券取引所> 過怠金5,000万円 （業務改善報告書の提出） （2017年9月25日）	関東財務局による行政処分 2017年8月10日

■ 参考：取引参加者が行う売買管理業務



## 5 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査

当法人では、東京証券取引所及び大阪取引所へ取引資格取得の申請を行った金融商品取引業者等に対する取引資格の取得の承認に関する審査を行っています。

また、取引参加者による一定規模以上の合併等の組織再編行為の承認に関する審査を行っています。

2017年度は、2016年6月8日付で「サスケハナ・ホンコン・リミテッド」から、大阪取引所の取引資格（リモート取引参加者）の取得の申請が行われたことから、当法人は当該申請に関する審査を行いました（同社は2017年6月1日付で大阪取引所の取引資格を取得）。

また、取引参加者による合併等については、審査を要する事案はありませんでした。

## 6 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、証券会社（取引参加者）の法令遵守に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

		(件)	
区 分	件 数	前年度比	
取引参加者に係る情報提供	1	▲9	
その他	0	±0	
合 計	1	▲9	

## 7 審査員の審査スキル向上に向けた取組み

当法人では、より深度ある実効的な審査を実施する観点から、審査員の審査スキルの向上のための取組みを実施しています。2017年度においては、全審査員を対象に、審査において重要なスキルであるコミュニケーションとロジカルシンキングに係る研修を実施したほか、審査員の公認内部監査人（CIA）及び公認情報システム監査人（CISA）等の資格取得を積極的に推進しています。

## 4 売買審査

### Ⅰ 売買審査業務の概要

当法人では、現物市場・デリバティブ市場において公正性・信頼性確保のため、不公正取引（相場操縦やインサイダー取引）が行われていないか日々チェックしており、これらの活動を「売買審査」と呼んでいます。

当法人は以下の流れで売買審査を実施しています。

#### a ステップ1 調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然に思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価等が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

#### b ステップ2 調査・審査

取引参加者に対しては顧客の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表経緯の報告書等の提出を依頼します。これらの情報をもとに、相場操縦審査の場合には発注・約定形態の分析を行い、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされていないかどうかの調査を行います。

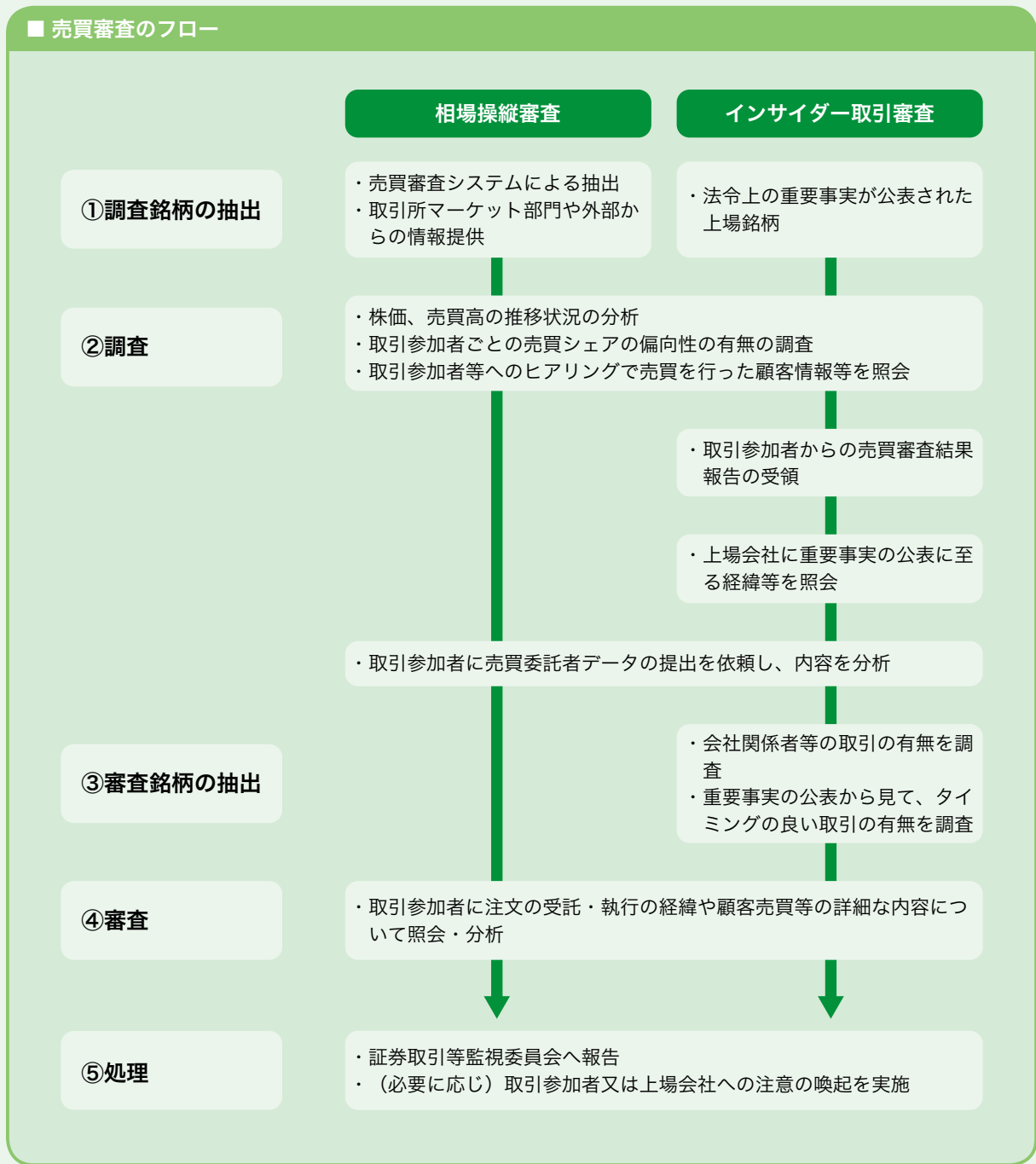
こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対してさらに照会を行うなどした上で、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

#### c ステップ3 処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれがある行為やインサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認めた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

■ 売買審査のフロー



## 2 売買審査の実施状況

売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

調査の対象銘柄は、増資、合併、解散等、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報が公表された銘柄や、価格又は売買高の変動に不自然な状況が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・売買高の動向及び取引参加者の売買状況等を分析し、必要に応じて取引参加者等に対して事情聴取を行うなどの調査を行っています。2017年度においては、このような調査の件数は、2,294件となっています。

また、更に詳細な分析が必要と認められる銘柄については、必要に応じて取引参加者に対して注文の受託・執行の経緯や委託者の詳細な情報等について事情聴取を行うなど、より詳細な審査を行っています。2017年度においては、このような審査の件数は、136件となっています。

なお、2017年度における調査・審査件数の内訳は以下のとおりです。

(件)

区 分	調査件数		審査件数		
	2017年度	前年度比	2017年度	前年度比	
インサイダー取引	増 資	46	▲41	14	+1
	減 資	5	▲3	0	▲1
	自己株式取得	58	▲116	3	▲4
	株式分割	89	+18	4	▲1
	配当異動	225	▲133	16	▲1
	合 併	2	▲2	1	+1
	業務提携	53	▲46	12	+4
	業務遂行の過程で生じた損害	37	▲62	4	▲2
	主要株主の異動	1	▲11	0	±0
	決算に関する情報	355	▲176	21	+2
	その他重要事実	147	▲96	38	+5
	小 計	1,018	▲668	113	+4
	相場操縦（株価変動等）	1,021	▲47	22	+13
デリバティブ関係	255	▲114	1	+1	
そ の 他	0	▲1	0	±0	
合 計	2,294	▲830	136	+18	

(注) 調査・審査の件数は、調査・審査が終了した時点でカウントしたものの件数。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしない。

### 3 売買審査結果の状況

#### a 取引参加者に対する注意の喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、取引所規則等に基づき、取引参加者に対して処分の内容の決定や注意喚起等の措置を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2017年度においては、取引参加者に対する注意喚起は認められませんでした。

この他、取引参加者の注文受託行為について直ちに問題がある、あるいは不公正取引の疑いがあるわけではないものの、特定の委託者等の発注・約定形態から、それを放置しておくとな将来的に違反行為につながるおそれがあると認められる場合など不公正取引の未然防止の観点から必要と認める場合には、取引参加者に対して売買実態の説明（実態説明）を行っています。2017年度においては440件の取引に関して実態説明を行いました。

#### b 上場会社に対する注意の喚起及び社内体制に係る再点検要請

上場会社の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合や、インサイダー取引の未然防止のための社内管理体制が十分でない認められる場合などには、社内管理体制の整備・改善を促す観点から、上場会社に対して注意喚起を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めています。2017年度においては、下表のとおり上場会社に対して9件の注意喚起を行いました。

また、当法人は、上場会社等の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして行政庁から課徴金勧告等がなされた場合に、当該上場会社に対して社内体制に係る再点検を実施するよう求めることとしております。2017年度においては、下表のとおり6件の再点検の実施を求めました。

この他、インサイダー取引の未然防止体制の充実を促す目的で、上場会社に対して18件の売買実態の説明を行いました。

#### 1 上場会社に対する注意喚起及び再点検要請の件数

(件)

上場会社に対する注意喚起	9 (9)
担当事による注意喚起	0 (0)
売買審査部長による注意喚起	0 (0)
統括課長による注意喚起	9 (9)
担当者による注意喚起	0 (0)
上場会社に対する再点検要請	6 (6)

(注) ( ) 内の数字は、改善措置等について文書による報告を求めた件数。

## 4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引に関し、私共の活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

### 1 情報受付件数

(件)		
区 分	件 数	前年度比
相場操縦	632	▲182
インサイダー取引	22	▲ 77
銘柄一般情報	0	± 0
その他	3	▲ 1
合 計	657	▲260

## 5 マーケットの変化に即した売買審査体制の強化

情報処理・情報通信技術の飛躍的な発展を背景として、機関投資家を中心に投資・運用に係る技術革新が進み、金融商品市場の市場構造にも大きな変化が見られます。その最も特徴的なものがアルゴリズム取引やHFTと呼ばれる取引の出現・拡大です。

当法人では、一般の投資者を含む幅広い投資者がJPXグループの開設する市場において安心して取引していただけるよう、アルゴリズム取引やHFTの拡大への対応を進めており、金融工学、デリバティブ及びITに関して深い知見を有する社員で構成する専門チームを設置しております。当該専門チームでは、アルゴリズム取引やHFTに関して、新たな売買審査手法の確立を目指し、外部機関と連携した研究プロジェクトを立ち上げ、その取引形態の抽出・把握に向けた研究を行っています。2017年度においては売買審査業務への応用を目指し、デリバティブ市場におけるアルゴリズム取引に関する研究を推進しました。

また、金融商品取引法の改正により、2018年4月1日から高速取引行為を行う者の登録制が導入され、取引所による高速取引行為を行う者に対する調査権限が法定されたことから、東京証券取引所及び大阪取引所の業務規程等の改正と併せて当法人業務規程を改正し、売買審査上必要と認めた場合に、高速取引行為を行う者に対し必要な資料の提出等を求める旨の規定を追加（2018年4月1日施行）しました。加えて、高速引行為において明示が義務付けられる取引戦略フラグ等を売買審査の初期調査の段階で活用できるよう、売買審査システムの機能向上を行いました。これにより、受託取引参加者に照会することなく、高速取引行為を行う投資者の特定及びその取引執行状況を把握でき、より迅速かつ効率的に売買審査を行うことを可能としました。

当法人では、売買審査に係る各種システムの機能拡充を進めており、現物取引に対しては2015年9月に新たな売買審査システムである「ARTEMIS II」を、デリバティブ取引に対しては、2016年7月に「SMARTS」を導入しております。現物取引に対しては、2016年4月から東京証券取引所と連携して人工知能技術の売買審査業務への適用に向けた検証を進めてきました。検証の結果、売買審査の初期段階の調査において、人工知能が高い精度で不公正取引の可能性を判断できることが実証されたことから、2017年度において人工知能の更なる学習と売買審査システムへの実装のためのシステム開発を行い、2018年3月から審査実務において利用を開始しました。（9ページ参照）



## 6 海外規制当局等との連携強化等の取組み

当法人では、海外の自主規制機関が多数加盟する市場間監視グループ（ISG）の総会へ参加し、市場監視分野に係る最新の動向について積極的に情報交換を行っております。2017年度においては、5月にサンフランシスコで行われた総会へ出席したほか、10月にシドニーにて開催された総会へ出席し、売買審査・考査に係る情報交換及び国際的な連携強化に努めるとともに、人材育成の観点から、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）が主催する研修へ社員を派遣しました。

また、2018年3月、「アジア売買審査フォーラム」を当法人主催で東京にて開催しました。同フォーラムは、アジア地域における各国取引所の連携強化及び各国で発生した不正取引の事例共有等を目的とした売買審査業務従業者による会議で、3回目となる今回、アジア11カ国16取引所から34名が参加し、活発な意見交換・交流を行いました。

## 7 マーケットの公正性確保に関する取組みに係る広報活動の推進

当法人では、JPX市場の信頼性向上につなげることを目的として、マーケットの公正性確保に関する取組みを紹介するための広報活動を推進しています。

2017年度は、人工知能技術（AI）の売買審査業務への導入に関する事項を中心に各種メディア取材対応を実施したほか、証券取引等監視委員会創立25周年記念国際カンファレンスにおけるパネルセッション（「技術革新に対応した市場監視・RegTech エコシステムの構築」）にパネリストとして参加するなど、各種カンファレンスにおいても講演を実施し、マーケットの公正性確保に関する取組みに関する対外的な情報発信を積極的に行いました。

## 5 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等

当法人は、不公正取引の未然防止や取引参加者の健全性の維持・向上に向けて、コンプライアンス研修センター「COMLEC」を設置するなど、上場会社及び取引参加者等に対して積極的にコンプライアンス支援活動を行っています。

### 1 コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について

当法人は、上場会社及び取引参加者のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」（コムレック：Compliance Learning Center）を設立しています。COMLECでは、コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣及びeラーニング等研修ツールの提供等を行っています。また、COMLEC以外にも、主に上場会社の代表者、コンプライアンス担当役員さらに監査役の方を対象に毎年その折々に証券市場を取り巻く環境を踏まえ、上場会社の関心の高いテーマを定め、当該分野の専門家を講師としたセミナーを開催しています。

今後も活動の幅を拡充させるとともに、より質の高いサービスを提供していきます。



### 2 COMLEC等の活動状況

#### a コンプライアンス関連セミナーの開催

COMLECでは、主に上場会社や取引参加者の役職員を対象として、金融商品取引に関するコンプライアンスセミナーを開催しています。

これらセミナーにおいては、当法人が日頃の自主規制業務を通じて得た生の事例・経験を基に、上場会社や取引参加者の実務に直結した最新のコンプライアンス関連トピックを分かりやすく解説しています。

各種セミナーの様子は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/seminar/index.html>

## I COMLEC主催セミナー等

開催日	内 容
2017年4月～2018年3月（東京、大阪他）	<b>「企業担当者のためのインサイダー取引規制セミナー」(約3,100名参加)</b> 上場会社や証券会社の役職員のインサイダー取引規制に対する理解をサポートすることを目的に、東京証券取引所・大阪証券取引所ビルにて基礎編及び実務編のセミナーを計53回開催しました。また、同様のセミナーを新宿で2回、名古屋で3回、渋谷、品川、横浜、札幌、福岡の各都市において合計5回開催しました。
2017年4月17日（東京）、19日（大阪）	<b>「考査実務者セミナー」(約160名参加)</b> 取引参加者のコンプライアンス担当者に対して、法令諸規則の理解向上等を目的に、最近の考査等で認められた「不正取引防止のための売買管理態勢」や「誤発注防止等に関する注文管理態勢」に係る指摘事例などについて解説しました。

## b 上場会社セミナー等の講演活動

2017年度は、上場会社における不祥事の未然防止と早期発見による適切な対応の一助とするべく、上場会社の社外取締役、監査役、監査等委員及び監査委員を対象に「上場会社における不祥事対応とアカウントビリティー社外取締役及び監査役等に期待される役割」と題したセミナーを開催し、第一線で活躍する専門家を招き講演を実施しました（東京：2018年2月、大阪：2018年3月）。また、適時開示実務担当者を対象に「不適正開示の未然防止について」と題した講演を実施し、適時開示の遅延などの「不適正開示」の事例紹介に加えて未然防止のための社内体制整備のポイントを解説しました（東京：2017年4月～2018年3月（計7回）、大阪：2017年6月、2018年1月（計3回））。

## c コンプライアンスセミナーの開催・研修講師派遣、取引相談受付

COMLECは、法令諸規則遵守の徹底を図る観点から、上場会社や取引参加者等からの要請に応じて、コンプライアンスに関する社内研修等の講師として当法人の社員を派遣しています。

売買審査関連の研修では、上場会社や取引参加者等のニーズに合わせてインサイダー取引や相場操縦に関する規制のほか、実際の判例や当法人で実際に認められた売買審査事例等も交えて解説しています。

一方、考査関連の研修においては、取引参加者からの個別の御要望を踏まえ、各社の役職員に対し、実際に認められた違反事例を紹介しながら、その解決策や、未然に防止するための適切な社内管理体制の構築方法について解説しています。

2017年度においては、上場会社等に対して延べ523回（前年度506回）の講師派遣を行うとともに、上場会社等の管理担当者を対象としたインサイダー取引規制セミナーを東京はじめ全国主要都市にて計63回開催しました。取引参加者に対しては、インサイダー取引規制や考査で認められた不備事例の解説等をテーマに延べ41回の講師派遣を実施しました。

## I 講師派遣実績

上 場 会 社 等	
学究社	三菱商事
TOKYO BASE	いであ
宝印刷	ビックカメラ
富士通コンポーネント	JR九州
いい生活	トクヤマ
大陽日酸	兼松
アバント	九州電力
ラ・アトレ	オリコン
西松屋チェーン	ステラ ケミファ
伊藤忠エネクス	デュアルタップ
共同印刷	ユー・エム・シー・エレクトロニクス
オーブドア	スターフライヤー
アドバンテッジリスクマネジメント	商船三井
旭化成	ライフネット生命
三井住友銀行	ドリームインキュベータ
伊藤忠商事	クイック
グレイステクノロジー	ティラド
くるがね工作所	ベガコーポレーション
ネボン	藤久
シンバイオ製薬	日本郵船
	ほか

証 券 会 社	
だいこう証券ビジネス	極東証券
SBI証券	カブドットコム証券
メリルリンチ日本証券	GMOクリック証券
丸國証券	東洋証券
SAMURAI証券	山和証券
三晃証券	豊証券
エース証券	ヤマゲン証券
三田証券	リーディング証券
	ほか

## d 刊行物の発刊、eラーニング研修サービス

COMLECでは、金融商品取引に係る法規制の解説や事例紹介などを通じて、上場会社・証券会社等の役員や広く一般投資者の皆様に対して、金融商品取引に関するコンプライアンス関連の知識を習得していただくために、刊行物の発刊やコンプライアンス研修サービスの提供を行っています。

また、COMLECは、上場会社や取引参加者の役員、その他投資者等の市場利用者を対象とした証券教育活動の一環として、インターネットを利用した「eラーニング研修サービス」を提供しています。

本サービスは遠隔地や多忙な役員などを含め役員全員への研修として最適で利便性の高いコンプライアンス研修ツールであるとともに各企業の研修のご担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果が期待できるとしてこれまでに多くの方にご利用いただいております。スマートフォン及びタブレット等のモバイル機器での受講が可能です。2017年度は、近時の法改正や行政庁から課徴金勧告等が行われた事例を追加しています。

役員一人一人のコンプライアンス意識の向上は、企業のリスク管理の観点からも大変重要です。社内研修等における社員への理解促進のためのツールとして、是非ご利用ください。

サービスの詳細や申込方法等については、ホームページをご覧ください。

①インサイダー取引規制eラーニング

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/seminar/e-insider/index.html>

②取引参加者向けeラーニング

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/index.html>

講座タイトル	対象	学習時間	内容
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門① ～インサイダー取引の基礎知識～	新入社員を含む 社会人全般	20分	「インサイダー取引とは何か」を学ぶためのコースです。インサイダー取引について、漠然としたイメージしかお持ちでない方にも理解いただけるよう、何が規制されるのか、なぜ規制されるのかといったところから解説しています。【2018年度版】
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門② ～インサイダー取引規制の内容～	主に上場会社、 証券会社等の 役職員	20分	インサイダー取引規制の内容について、上場会社の役職員が持っておきたい知識をまとめたコースです。4つのキーワードを中心に、インサイダー取引規制が及ぶ範囲を説明しています。【2018年度版】【英語版】
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門③ ～間違いやすいポイントとケース スタディ～	主に上場会社、 証券会社等の 役職員	20分	インサイダー取引規制について一定の知識があることを前提に、会社関係者に該当する方が注意すべきポイントをまとめたコースです。具体的な事例を交えて、より実務的なポイントを解説しています。【2018年度版】
実務担当者のための インサイダー取引 未然防止のポイント	主に上場会社 の役員や管理 部門担当者	15分	インサイダー取引未然防止のため、個人としてではなく上場会社として注意すべきポイントをまとめたコースです。ケーススタディを交えて上場会社のあるべき管理体制についての考え方を解説しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制 ～REITに関する規制の留意点～	主に上場投資 法人、証券会 社等の役職員	15分	REITに関するインサイダー取引規制の内容を学習するためのコースです。REITに関する規制の内容を、株式会社と比較したときの投資法人の特殊性からくるポイントとあわせて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門①	主に証券会社 の営業担当者・ 新入社員等	25分	金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。どのような行為が株価操作規制により禁止されているのかを具体的な事例を挙げて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門②	主に証券会社 の営業担当者・ 新入社員等	20分	金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。入門①から引き続き、違法な株価操作に対する罰則等の解説のほか、理解を深めるためのケーススタディを多く盛り込んでいます。

### e 刊行物の発刊

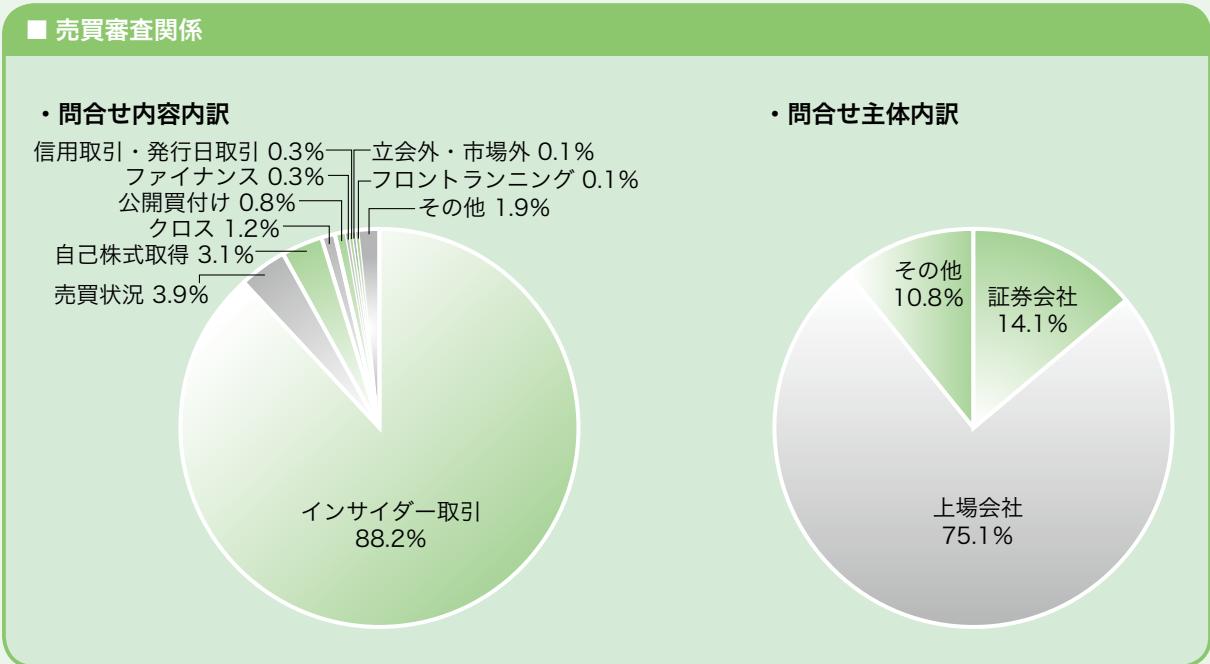
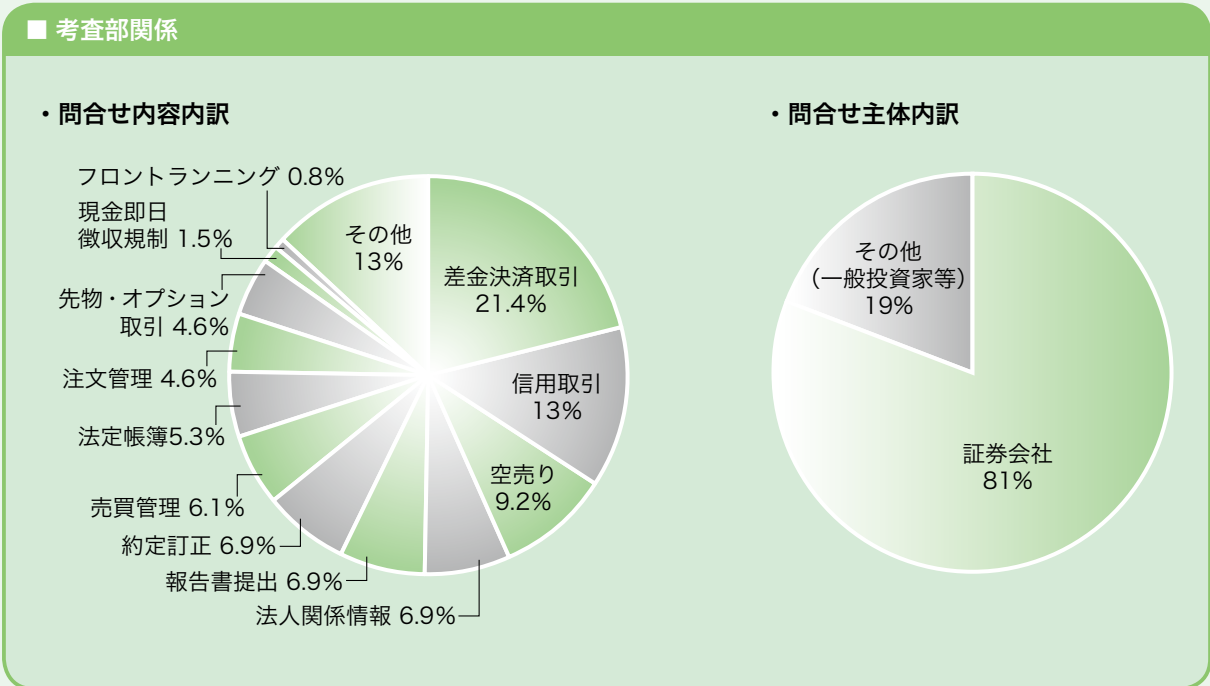
COMLECが発刊する主なコンプライアンス関連刊行物は以下のとおりです。i)～ii)については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/learning/tour/books-brochures/index.html>) 等を通じて販売しています。また、iii)～iv)については、ホームページに掲載しています。

刊行物名	概要
i) 内部管理用ケーススタディハンドブック	取引参加者から寄せられた問合せ事項等の中から、関心の高い事例等をQ&A形式で取りまとめた冊子です(2014年4月改訂)。
ii) こんぶらくんのインサイダー取引規制Q&A (金商法2013年改正対応版)	インサイダー取引規制の基本的内容をQ&A方式で取りまとめたインサイダー取引規制のバイブルです。
iii) 内部者取引防止規程事例集	第2回全国上場会社インサイダー取引管理アンケートの際に東証上場会社348社の皆様から任意で提供いただいた内部者取引防止規程を分析した事例集です。ホームページ ( <a href="https://www.jpx.co.jp/regulation/public/01.html">https://www.jpx.co.jp/regulation/public/01.html</a> ) をご覧ください。
iv) 第4回全国上場会社インサイダー取引管理 アンケート調査報告書	全国の上場会社を対象に、インサイダー取引管理に関するアンケート調査を実施し、御協力いただいた1,990社の上場会社の回答を分析して調査報告書を取りまとめ、2016年10月各取引所のウェブサイト公表いたしました(全国取引所共同実施)。ホームページ ( <a href="https://www.jpx.co.jp/news/3050/nlsgeu0000020e7f.html">https://www.jpx.co.jp/news/3050/nlsgeu0000020e7f.html</a> ) をご覧ください。

### 3 上場会社・取引参加者等からの相談受付

考査部では、取引参加者等から証券取引に係る法令諸規則について、売買審査部では、上場会社や取引参加者等からインサイダー取引や相場操縦取引に関する規制について、それぞれご相談を受け付け、ご質問に回答しています。

2017年度においては、考査関連で131件、売買審査関連で739件の問合せがありました。相談受付の状況は以下のとおりです。



#### 4 J-IRISSの登録推進活動

上場会社等の役員等の情報を登録し証券会社における内部者登録等の実効性をより確実なものとし、インサイダー取引を未然防止するシステムである「J-IRISS」(ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) について、上場会社の登録促進を図るため、新規上場会社及び上場市場変更会社等への働き掛けや上場会社向けセミナー等での広報活動等を引き続き実施しており、東京証券取引所上場会社の登録率は2017年度末に85.5%に達しています。



# 6 銘柄一覧

## 新規上場等銘柄

### 新規上場

〈株券〉 92銘柄

(市場第一部) 12銘柄

- 2017. 4.12 (株)LIXILビバ
- 9.29 西本Wismettacホールディングス(株)
- 12. 1 ヤマシタヘルスケアホールディングス(株)※
- 12.12 (株)カチタス
- 12.13 (株)マツオカコーポレーション
- 12.13 SGホールディングス(株)
- 12.14 アルヒ(株)
- 12.20 森六ホールディングス(株)
- 12.20 (株)オプトラン
- 12.21 Genky Drugstores(株)※
- 2018. 3.16 日総工産(株)
- 3.23 キュービーネットホールディングス(株)

(市場第二部) 13銘柄

- 2017. 4.10 ウェーブロックホールディングス(株)
- 7.20 (株)ジェイ・エス・ビー
- 10.31 (株)Casa
- 11.27 (株)正興電機製作所
- 12.11 (株)南陽
- 12.21 プレミアグループ(株)
- 12.25 (株)要興業
- 12.26 (株)オブティマスグループ
- 2018. 1. 9 技研ホールディングス(株)※
- 1.26 竹田印刷(株)
- 3.19 (株)共和コーポレーション
- 3.20 信和(株)
- 3.20 (株)クワザワ

(マザーズ) 44銘柄

- 2017. 4. 6 テモナ(株)
- 4.18 (株)旅工房
- 4.25 アセンテック(株)
- 6.15 (株)ビーブレイクシステムズ
- 6.27 Fringe81(株)
- 6.30 (株)ツナグ・ソリューションズ
- 6.30 (株)GameWith
- 7.12 ソウルドアウト(株)
- 7.19 ユニフォームネクスト(株)
- 8. 3 シェアリングテクノロジー(株)

- 2017. 8. 9 (株)トランザス
- 8.30 UUUM(株)
- 9.13 (株)エスユーエス
- 9.14 ウォンテッドリー(株)
- 9.22 (株)PKSHA Technology
- 9.28 ロードスターキャピタル(株)
- 9.29 (株)マネーフォワード
- 10. 5 (株)MS&Consulting
- 10. 5 ウェルビー(株)
- 10.25 (株)テンポイノベーション
- 10.25 (株)シルバーライフ
- 10.26 (株)SKIYAKI
- 11.21 サインポスト(株)
- 11.28 クックビズ(株)
- 12.12 (株)一家ダイニングプロジェクト
- 12.13 (株)グローバル・リンク・マネジメント
- 12.14 (株)エル・ティー・エス
- 12.15 (株)イオレ
- 12.15 (株)HANATOUR JAPAN
- 12.18 (株)すららネット
- 12.18 ナレッジスイート(株)
- 12.18 (株)ジーニー
- 12.19 (株)みらいワークス
- 2018. 2.23 (株)Mマート
- 2.28 (株)ジェイテックコーポレーション
- 3. 2 (株)SERIOホールディングス
- 3.15 神戸天然物化学(株)
- 3.16 (株)フェイスネットワーク
- 3.22 (株)SOU
- 3.23 (株)ファイバークート
- 3.27 RPAホールディングス(株)
- 3.28 アジャイルメディア・ネットワーク(株)
- 3.29 (株)和心
- 3.30 日本リビング保証(株)

(マザーズ (外国株)) 1銘柄

- 2017. 9.29 テックポイント・インク

(JASDAQ) 15銘柄

- 2017. 6.20 ディーエムソリューションズ(株)
- 6.30 (株)SYSホールディングス
- 7.20 (株)クロスフォー

2017. 9.20 (株)ニーズウェル  
 9.26 (株)壽屋  
 10. 5 大阪油化工業(株)  
 11. 1 (株)ビジョナリーホールディングス※  
 11.15 (株)シー・エス・ランパー  
 11.28 (株)幸和製作所  
 11.28 ポエック(株)  
 11.29 (株)トレードワークス  
 12.13 ヴィスコ・テクノロジーズ(株)  
 12.18 (株)歯愛メディカル  
 12.25 ABホテル(株)  
 2018. 3.29 (株)アズ企画設計

(TOKYO PRO Market) 7銘柄

2017. 6.30 (株)トリプルワン  
 9.19 (株)富士テクノソリューションズ  
 10.17 (株)global bridge HOLDINGS  
 10.17 クボデラ(株)  
 10.24 (株)翔栄  
 10.30 (株)パパネッツ  
 2018. 2.26 (株)ニッソウ

(注) 銘柄名に※を付している銘柄は、テクニカル上場銘柄。

<債券等> 1銘柄

2017. 9.20 (株)大阪ソーダ第6回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

<ETF・ETN> 25銘柄

2017. 4. 5 MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信  
 5.23 One ETF JPX日経中小型  
 5.23 One ETF JPX高配当日本株  
 6.29 上場インデックスファンドアジアリート  
 8.25 シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF(為替ヘッジあり)  
 8.25 iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債ETF(為替ヘッジあり)  
 9.26 ダイワ上場投信-TOPIX高配当40指数  
 9.26 ダイワ上場投信-MSCI日本株女性活躍指数(WIN)  
 9.26 ダイワ上場投信-MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数  
 9.26 ダイワ上場投信-FTSE Blossom Japan Index  
 9.28 iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF  
 9.28 iシェアーズ・コア 米国債7-10年 ETF  
 9.28 iシェアーズ・コア MSCI 先進国株(除く日本)ETF

2017. 9.28 iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF  
 9.28 iシェアーズ 米国リート ETF  
 10.11 MAXIS高利回りJリート上場投信  
 11.28 One ETF ESG  
 12.11 NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA - BPI総合連動型上場投信  
 12.11 NEXT FUNDS 外国債券・シティ世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信  
 12.11 NEXT FUNDS 外国債券・シティ世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信  
 12.11 NEXT FUNDS 外国株式・MSCI - KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信  
 12.11 NEXT FUNDS 外国株式・MSCI - KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信  
 12.11 NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信  
 12.13 MAXIS日本株高配当70マーケットニュートラル上場投信  
 2018. 2. 1 東証マザーズETF

<REIT・インフラファンド> 4銘柄

2017. 9.14 三菱地所物流リート投資法人  
 10.30 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人  
 2018. 2. 7 CREロジスティクスファンド投資法人  
 2.15 ザイマックス・リート投資法人

<TOKYO PRO-BOND Market> 21銘柄

(プログラム上場)

2017. 4. 7 SpareBank 1 SR-Bank ASA債券  
 6. 7 Swedbank AB (publ) 債券  
 6.21 UBS Group Funding (Switzerland) AG債券  
 10.11 Credit Suisse Group AG債券  
 2018. 2. 2 China Eastern Airlines Corporation Limited(中国東方航空)債券

(プログラム情報に基づく個別債券)

2017. 4.21 Japan Finance Organization for Municipalities Series 57 U.S.\$1,000,000,000 2.625 per cent. Notes due 2022  
 6. 9 The Metropolis of Tokyo U.S.\$500,000,000 2.500 per cent. Bonds due 2022  
 9.11 Japan Finance Organization for Municipalities Series 59 U.S.\$1,000,000,000 2.000 per cent. Notes due 2020

- 2017. 9.28 Santander Consumer Finance, S.A. JPY 3,300,000,000 0.287 per cent. Notes due 27 September 2019
- 9.28 Santander Consumer Finance, S.A. JPY 8,100,000,000 0.430 per cent. Notes due 25 September 2020
- 9.28 Santander Consumer Finance, S.A. JPY 9,400,000,000 0.680 per cent. Notes due 27 September 2022
- 10.30 Credit Suisse Group AG Issue of JPY 38.7 Billion 0.553% Fixed Rate/Floating Rate Senior Callable Notes due 2023
- 10.30 Credit Suisse Group AG Issue of JPY 8.3 Billion 0.904% Fixed Rate/Floating Rate Senior Callable Notes due 2027
- 10.30 Credit Suisse Group AG Issue of JPY 10 Billion 1.269% Fixed Rate/Floating Rate Senior Callable Notes due 2033
- 2018. 3. 2 Intesa Sanpaolo S.p.A. 3-year JPY Fixed-Rate Senior Unsecured Pro-bond
- 3. 2 Intesa Sanpaolo S.p.A. 5-year JPY Fixed-Rate Senior Unsecured Pro-bond
- 3. 2 Intesa Sanpaolo S.p.A. 10-year JPY Fixed-Rate Senior Unsecured Pro-bond
- 3. 2 Intesa Sanpaolo S.p.A. 15-year JPY Fixed-Rate Senior Unsecured Pro-bond
- 3.19 China Eastern Airlines Corporation Limited Series 1 ¥10,000,000,000 0.33 per cent. Bonds due 2021
- 3.19 China Eastern Airlines Corporation Limited Series 2 ¥20,000,000,000 0.64 per cent. Bonds due 2021
- 3.19 China Eastern Airlines Corporation Limited Series 3 ¥20,000,000,000 0.64 per cent. Bonds due 2021

**市場第二部銘柄から市場第一部銘柄への指定 51銘柄**

- 2017. 4.12 富士ダイス(株)
- 4.21 (株)メンバーズ
- 4.27 (株)三機サービス
- 5.22 (株)大光
- 6. 1 東邦アセチレン(株)
- 6. 9 川西倉庫(株)
- 6.19 竹本容器(株)
- 6.23 日本システム技術(株)
- 6.30 (株)技研製作所
- 7.14 スター・マイカ(株)
- 7.28 正栄食品工業(株)

- 2017. 7.31 日本コンセプト(株)
- 8.15 (株)ペッパーフードサービス
- 9. 5 ジューテックホールディングス(株)
- 9. 5 中本ボックス(株)
- 9. 7 (株)プロシップ
- 9. 8 (株)ラクト・ジャパン
- 9. 8 日進工具(株)
- 9.29 (株)セック
- 10.17 (株)ヴィンクス
- 10.23 (株)コーサーアールイー
- 11. 6 (株)ピックルスコーポレーション
- 11. 9 泉州電業(株)
- 11.13 (株)ソリトンシステムズ
- 11.21 (株)長大
- 12. 1 eBASE(株)
- 12. 4 (株)ハブ
- 12. 7 シャープ(株)
- 12. 7 井村屋グループ(株)
- 12. 7 (株)アドバンテッジリスクマネジメント
- 12. 8 (株)九州リースサービス
- 12.18 東テク(株)
- 12.18 (株)マーキュリアインベストメント
- 12.20 第一カッター興業(株)
- 12.20 (株)船場
- 12.20 (株)イーグランド
- 12.21 日本プラスト(株)
- 12.22 (株)エイジア
- 2018. 2. 5 象印マホービン(株)
- 2.20 (株)ウイルプラスホールディングス
- 3. 1 (株)カワタ
- 3. 7 (株)アバント
- 3. 9 星和電機(株)
- 3.15 クニミネ工業(株)
- 3.16 石原ケミカル(株)
- 3.20 (株)エスライン
- 3.22 (株)CKサンエツ
- 3.22 フルテック(株)
- 3.22 トレックス・セミコンダクター(株)
- 3.23 桧家ホールディングス(株)
- 3.23 (株)グリーンズ

**上場市場の変更 51銘柄**

<マザーズから市場第一部> 29銘柄

- 2017. 4. 7 (株)プラス
- 6. 2 (株)モバイルファクトリー
- 6.23 (株)ストライク

2017. 7.21 (株)鎌倉新書  
 7.21 (株)インソース  
 9.14 ベステラ(株)  
 9.14 (株)アカツキ  
 9.29 (株)シンクロ・フード  
 9.29 (株)グローバルグループ  
 11.17 (株)シグマクス  
 11.20 (株)セラク  
 12. 1 (株)マイネット  
 12. 7 (株)イントラスト  
 12. 8 (株)Ubicomホールディングス  
 12.14 (株)キャリアインデックス  
 12.15 (株)MS-Japan  
 12.20 (株)シンシア  
 12.21 (株)Gunosy  
 2018. 1.18 (株)ネオジャパン  
 2. 2 (株)ビーロット  
 2.23 (株)レノバ  
 3. 1 (株)日本アクア  
 3.13 ジェイリース(株)  
 3.20 (株)ビーグリー  
 3.22 (株)力の源ホールディングス  
 3.23 (株)ベネフィットジャパン  
 3.26 インフォテリア(株)  
 3.26 (株)オロ  
 3.27 (株)クロス・マーケティンググループ

<JASDAQから市場第一部> 2銘柄

2017. 6.15 平田機工(株)  
 2018. 1.26 (株)トリケミカル研究所

<JASDAQから市場第二部> 20銘柄

2017. 6. 6 (株)アイ・アールジャパンホールディングス  
 6.27 (株)グッドコムアセット  
 7.28 アグレ都市デザイン(株)  
 8.28 三光合成(株)  
 9. 6 (株)ウイルプラスホールディングス  
 9.22 第一カッター興業(株)  
 9.22 (株)アバント  
 10.19 (株)タカショー  
 10.26 (株)アルトナー  
 11. 6 原田工業(株)  
 11.15 (株)C&Gシステムズ  
 12. 8 プロパティエージェント(株)  
 12.25 日本モーゲージサービス(株)  
 12.26 (株)エノモト

2018. 2.15 (株)アイケイ  
 2.26 (株)ショーエイコーポレーション  
 3. 1 (株)ノムラシステムコーポレーション  
 3. 9 (株)チャーム・ケア・コーポレーション  
 3.12 マークラインズ(株)  
 3.22 タツモ(株)

## 2 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄

### 《上場廃止等銘柄》

＜株券＞ 41銘柄

（市場第一部） 26銘柄

2017. 4.26 イハラケミカル工業(株)  
 5. 8 カルソニックカンセイ(株)  
 6. 2 住友不動産販売(株)  
 6.28 (株)ベスト電器  
 7. 6 (株)丸栄  
 7.24 日立工機(株)  
 7.27 タカタ(株)  
 7.27 (株)TASAKI  
 7.27 日本コロムビア(株)  
 9. 7 大林道路(株)  
 9.27 パナホーム(株)  
 9.27 日本無線(株)  
 11.28 山下医科器械(株)  
 12.18 ゲンキー(株)  
 12.27 ダンロップスポーツ(株)  
 2018. 1.23 富士機工(株)  
 1.29 郵船ロジスティクス(株)  
 2. 1 ポケットカード(株)  
 3. 9 (株)日立国際電気  
 3.16 (株)アサツー ディ・ケイ  
 3.16 黒田電気(株)  
 3.28 (株)みなと銀行  
 3.28 (株)関西アーバン銀行  
 3.28 (株)三重銀行  
 3.28 (株)第三銀行  
 3.28 沖電線(株)

（市場第二部） 10銘柄

2017. 4.26 攝津製油(株)  
 4.28 高木証券(株)  
 5. 2 (株)ニッコウトラベル  
 5.29 三浦印刷(株)  
 5.29 (株)フード・プラネット  
 9.11 (株)郷鉄工所  
 12.29 技研興業(株)  
 2018. 2. 1 (株)増田製粉所  
 3.19 上原成商事(株)  
 3.20 鈴縫工業(株)

（マザーズ）

該当なし

（JASDAQ） 5銘柄

2017. 7.27 データリンクス(株)  
 8.10 (株)USEN  
 10.27 (株)メガネスーパー  
 12.25 曾田香料(株)  
 2018. 1.29 (株)富士通ビー・エス・シー

（TOKYO PRO Market）

該当なし

＜債券等＞ 8銘柄

2017. 8. 7 (株)今仙電機製作所130%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 9.14 (株)じもとホールディングス120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 9.15 北海道瓦斯(株)120%コールオプション条項付第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 9.25 東プレ(株)130%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 11.18 (株)九電工第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 11.25 (株)共立メンテナンス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 12.25 太平洋工業(株)第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）  
 2018. 3.27 (株)第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

＜ETF・ETN＞ 14銘柄

2018. 1.22 iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF-JDR (iBoxxドル建てLHYC)  
 1.22 iシェアーズ 新興国債券ETF-JDR(自国通貨建)  
 1.22 iシェアーズ 米国債ETF-JDR(米7-10年国債)  
 1.22 iシェアーズ 先進国株ETF-JDR(MSCIコクサイ)

2018. 1.22 iシェアーズ エマージング株ETF-JDR(MSCI  
エマージングIMI)
- 1.22 iシェアーズ フロンティア株ETF-JDR(MSCI  
フロンティア100)
- 1.22 iシェアーズ 米国超大型株ETF-JDR(S&P100)
- 1.22 iシェアーズ 米国小型株ETF-JDR(ラッセル  
2000)
- 1.22 iシェアーズ 米国高配当株ETF-JDR(モーニン  
グスター配当フォーカス)
- 1.22 iシェアーズ 米国リート・不動産株ETF-JDR  
(ダウ・ジョーンズ米国不動産)
- 2.19 NEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN
3. 8 上場インデックスファンドS&P日本新興株  
100
3. 8 上場インデックスファンドFTSE日本グリーン  
チップ35
3. 8 上場インデックスファンド中国H株 (ハンセン  
中国企業株)

<REIT> 1銘柄

2018. 2.26 ジャパン・シニアリビング投資法人

<ベンチャーファンド> 1銘柄

2017. 7.26 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人

<TOKYO PRO-BOND Market> 5銘柄

2017. 4.18 Banco Santander-Chile Japanese Yen TO-  
KYO PRO-BOND Market Listed Bonds -  
First Series (2014)
- 4.18 Banco Santander-Chile Japanese Yen TO-  
KYO PRO-BOND Market Listed Floating  
Rate Bonds- First Series (2014)
- 5.16 Malayan Banking Berhad  
JPY31,100,000,000 Senior Fixed Rate  
Notes due 22 May 2017 issued under  
USD5 billion Multicurrency Medium Term  
Note Programme
7. 3 Mizuho Bank, Ltd. CNY250,000,000 3.82  
per cent. Notes due 2017 under the U.  
S.\$7,500,000,000 Debt Issuance Pro-  
gramme
2018. 3.16 Macquarie Bank Limited PRO-BOND Eu-  
roYen due 23 March 2018

市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え 1銘柄

2017. 8. 1 (株)東芝

実質的存続性の喪失

該当なし

《措置を行った銘柄》

特設注意市場銘柄の指定

該当なし

改善報告書の徴求 9銘柄

2017. 6.12 昭光通商株
10. 6 アピックヤマダ(株)
11. 9 神栄(株)
- 11.15 (株)AKIBAホールディングス
- 11.27 富士フィルムホールディングス(株)
12. 8 (株)UKCホールディングス
2018. 1.26 (株)光・彩
- 2.27 中央ビルト工業(株)
3. 9 (株)東京衡機

公表措置 9銘柄

2017. 6.12 昭光通商株
10. 6 アピックヤマダ(株)
11. 9 神栄(株)
- 11.15 (株)AKIBAホールディングス
- 11.27 富士フィルムホールディングス(株)
12. 8 (株)UKCホールディングス
2018. 1.26 (株)光・彩
- 2.27 中央ビルト工業(株)
3. 9 (株)東京衡機

上場契約違約金の徴求 1銘柄

2017. 9. 25 インスペック(株)

## JPX自主規制法人の年次報告 2018

---

編集：日本取引所自主規制法人 総合管理室

2018年6月20日発行

---

発行所：日本取引所自主規制法人

〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2番1号

TEL：03-3666-0431（代表）

印刷：富士プリント株式会社

---

**Copyright©2018 Japan Exchange Regulation. All Rights Reserved**

本書の全部又は一部を無断で複写、複製、転載及び磁気媒体又は光記録媒体に入力することを禁じます。

使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして当法人はその責めを負いかねますのでご了承ください。

この資料に記載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。

この資料に記載されている制度、数値は当法人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当法人が正確かつ完全であることを保証するものではありません。

グラフは将来の結果を予想又は保証するものではありません。

落丁・乱丁本はお取替えます。

# JPX-R Annual Report 2018

お問い合わせは

 **03-3666-0431** (代表)

詳しくは日本取引所グループのホームページへ

<https://www.jpx.co.jp/>

日本取引所グループ

検索 